

令和2年4月14日

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

大台町役場健康ほけん課

大台町では、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日付）及び「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和2年4月7日付）を受け、臨時的に要介護認定及び要支援認定の有効期間の延長措置を取り扱うことといたします。

つきましては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、下記の対象となる方は、更新申請の際に「介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書」に加えて「新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定の臨時的な取扱いに関する申請書」を大台町役場健康ほけん課へご提出ください。

また、面会禁止等の措置をとられる介護保険施設等については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴い認定調査員の面会を禁止する申出書」をご提出ください。

記

(1) 対象となる方

更新申請の方で、以下のいずれかに該当する方

・新型コロナウイルス対応のため、介護保険施設や病院等において面会を禁止する等の措置により認定調査が困難である方

・在宅の方で、感染拡大防止の観点から認定調査が困難な方

※申請書は本人・ご家族に同意を得た上で提出してください。

(2) 臨時的な取扱いの内容

申請時に、認定調査が困難であると確認できた場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間について、従来の期間を12ヵ月延長し、認定結果通知書と被保険者証を後日郵送します。

（認定調査や審査会を経なくても、現在の要介護認定の有効期間が延長されます。）

(3) その他

・新規及び区分変更申請については、今回の臨時的な取扱いの対象外です。

大台町役場健康ほけん課

〒519-2404

多気郡大台町佐原 750 番地

TEL0598-82-3785 Fax0598-82-1775